

令和2年度 第4回 文京区地域包括ケア推進委員会 要点記録

日 時：令和2年10月21日（水）午後1時30分から午後2時50分まで

場 所：文京シビックセンター24階 区議会第一委員会室

<会議次第>

1 開会

2 議事

(1) 高齢者・介護保険事業計画の策定について 【資料第1号】

(2) 令和2年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について 【資料第2号】

3 その他

4 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡 公一委員長、飯塚 美代子副委員長、中村 宏、星野 高之、
藤田 良治、川又 靖則、阿部 智子、高山 礼子、諸留 和夫、神田 泰子、
坂田 賢司、古関 伸一、鈴木 悦子、川島 久徳、小倉 保志

<事務局>

進地域包括ケア推進担当課長、浅川高齢福祉課長、中澤介護保険課長、渡部健康
推進課長

<傍聴者>

3人

1 開会

2 議題

平岡委員長：それでは、令和2年度第4回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。

本日は議題が2件ございます。限られた時間ですけれども、それぞれのお立場、専門領域からご審議をいただきたいと思いますので、委員会の運営にご協力くださいますようお願いいたします。

はじめは議題1「高齢者・介護保険事業計画の策定について」です。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

中澤介護保険課長及び進地域包括ケア推進担当課長が資料第1号に基づき、議題1「高齢者・介護保険計画の策定について」の説明を行った。

平岡委員長：それでは、委員の皆様からご質問がございましたらお願いいたします。

諸留委員：二つありますが、一つ目は133ページの図表8-2「第1号被保険者数の実績と推計②」のグラフなんですけれども、横軸が最初は30年度から1年ごとに進んでいますが、令和5年度から7年度は2年、その後、令和22年度まで15年も飛んでいます。

1年でこんなに急上昇するのかと見て誤解をする恐れがあるので、横軸部分に縦に2本棒を引いて省略していることがわかるような印をつける等の工夫が必要かと思います。本来は徐々に増えていくと思うので、そのことがわかるような工夫をした方がいいと思いました。

中澤介護保険課長：今、諸留委員からお話があった、133ページの図表8-2のグラフですが、令和22年度（2040年度）のところは、視覚としては誤った印象を与える可能性があるというところかと思います。

その上の図表8-1「第1号被保険者数の実績と推計①」の表の部分も、実

は令和7年度（2025年度）から令和22年度（2040年度）に飛んでございます。2040年問題を計画の考え方に記載しているため、あえて入れさせていただいたのですが、図表8-1と図表8-2については、いただいた意見に基づいて、間に波線を入れる等、見せ方を工夫して、趣旨がきちんと伝わるように直してまいりたいというふうに考えてございます。

諸留委員：図表8-1は表なので問題ないかと思いますが、図表8-2のグラフは視覚的に伝えるものなので誤解を招く恐れがあります。

それから、117ページ7章1番「地域支援事業の概要」の1行目「要介護・要支援状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で」と記載があるのですが、これは「可能な限り」というより、「その人が望むなら」と書いた方がいいのではないかと思いました。

以上です。

平岡委員長：区のほうで何かご説明いただけますか。

中澤介護保険課長：ご意見いただいた部分では、文京区の福祉に対する考え方を改めて述べさせていただいているところです。これは福祉全体に係る考え方になりますが、先ほど委員がおっしゃられていた内容についても理解できますので、こちらについては地域福祉保健の推進計画や他の分野別計画などとも検討させていただいて、所要の修正ができればさせていただきたいと考えております。

平岡委員長：よろしいでしょうか。

それではほかにご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

飯塚副委員長：6章の「⑤高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化」にある「ア.適切な人員体制の確保」において、あんしん相談センターの適切な人員体制を整備するという箇所に施設を追記するということでしたが、この施設については増やすのか、どうするのかというところをお聞きしたいです。あと、人員体制というところで、参考資料1「令和2年度上半期高齢者あんしん相談センター事業実績報告書」を見ますと、9月現在で本富士だけほかに比べて職員の人数が少ないんですね。富坂だけ多いんですけども、相談件数だとかいろんなことを考えたり、高齢者人口を見ますと、他のセンターとは変わりませんが、それだけの人員体制で同じことができているのか

という疑問がございましたので、その2点をお願いします。

進地域包括ケア推進担当課長：まず、先ほど施設整備についての文言を入れる趣旨としましては、今年の7月から始まった高齢者見守り相談窓口事業で各圏域毎に2名または3名の職員を新たに配置したり等の人員増がありまして、その結果施設が手狭になったところがいくつかあるためです。そういったことを鑑みまして、今後高齢者あんしん相談センターの移転を検討していきたいと考えております。

それから、実績報告書の一覧表で本富士の人員が少ないということですが、人員体制については高齢者あんしん相談センターの運営マニュアルといったものがございます。第1号被保険者の数が3,000人から6,000人ごとに、準ずる者を含み、保健師及び社会福祉士、主任ケアマネジャーがそれぞれ一人ずつ1ペアになるように最低限配置をするよう、人員基準に記載されております。そこから換算しますと、人員体制についてはそれぞれの圏域で3,000人以上に対して1ペアが設置されている計算になりますので、体制について不足はないと考えております。

平岡委員長：今のご説明でよろしいですか。それでは、お願いします。

川島委員：川島と申します。

2点、誤植なんですけど、23ページの「5）死亡状況及び健康寿命」「①年齢別死亡数」の文中で、女性が90～95歳となっておりますが、これは90～94歳だと思います。

70ページの1-1-7「みまもり訪問事業」の、3年間の事業量のみまもりサポーター数のところですが、「み」の字が抜けています。

それと、あと2点お願いしたいのですが、71ページの1-1-12「シルバーお助け隊事業への支援」の事業概要の文章なんですけれども、サービスを受ける人と与える人が、この文章だとどういうふうを読んだらいいのかが分かりにくいように感じました。

続けて、もう1点は156ページと157ページで、「5）給付費の実績と見込」の7期計画と8期計画の数字を見ますと、7期の約389億円が8期だと約470億円と約1.9倍に伸びるんですね。これは先ほどご説明いただきましたように、各計画がそれぞれ推計をして積み重ねたとは思いますが、どういう方針

で推計をしたかという辺りの説明がどこにもありません。それで数字だけ見ると約1.9倍になっているというのはちょっと分かりにくいかなと思いました。

以上4点だけ、質問と意見でございます。

平岡委員長：はい。それではお答えいただけますか。

中澤介護保険課長：誤植があったということで大変失礼しました。もう一度、今ご指摘があった点も含めて、全体をきちんと見直させていただきたいと思えます。

浅川高齢福祉課長：71ページの1-1-12「シルバーお助け隊事業への支援」につきまして、改めて文章を読ませていただいて、委員ご指摘のところがあると理解いたしました。

主語がわかりづらいというご指摘ですが、この事業自体は区という目線で見えており、実際にサービスを供給するのがシルバー人材センターとなります。1-1-11「シルバー人材センターの活動支援」から続いているため、そこが一番不明確なところと思っていますので、ご指摘を踏まえまして、分かりやすい文章に変えさせていただきたいと思えます。

平岡委員長：はい、どうぞ。続けてお願いします。

中澤介護保険課長：第8期の推計値についてのご質問かと思えます。こちらにつきましては、実績が確定しております令和元年度の数字に、先ほどお話ししたおのこの各種サービスの実績値に、各年度における人口推計の伸び率を乗じて足し上げたものがこの数字という形になってございます。ですから、先ほどもお話ししたとおり、報酬の単価というか、利用率が高い訪問介護などでは、その率を掛けると大きく変動がございますので、数値的には大きく伸びてきているものというふうに考えてございます。

なお、こちらにつきましては、今後人口推計のところは大きくは変動しないかと思うんですけれども、各々のサービスの利用の希望であったり、供給の状態、また基盤の整備及びそういった状況も十分踏まえた上で、今後精査してまいりたいなというふうに考えてございます。現時点での数字ということでお示ししているものでございますので、ご了承いただければというふうに考えてございます。

川島委員：数字そのものは積み上げだと思うので、そういう数字になるのかなと

思うのですけれども、どういう積み上げをするのかという、方法論をどこかに書いておいてほしいという意見です。

中澤介護保険課長：口頭での説明になってしまいましたが、給付費のこの見込みの考え方につきましては、なんらかの方法できちんとお示ししたいと考えてございます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。どうぞ。

小倉委員：公募区民、小倉です。

介護保険料の見込みについてお教えいただけないでしょうか。

166ページから167ページの令和3～5年の介護保険料の算定ですけれども、今般の新型コロナウイルスの影響で、大幅に収入や所得などが下がる方が随分予想され、そうすると総収入や徴収額が変わってくるように思うのですが、その場合でも月々の介護保険料の負担というのは変わらないのでしょうか。区からの補助金なんかで補うというような見込みなののでしょうか。一概には言えないかと思うのですけれども、社会の人々の収入の変動が予測されるので、その辺をお教えいただけないでしょうか。

中澤介護保険課長：介護保険料なんですけど、まず予定の給付費の総額で簡単に申し上げますと、第1号被保険者、要するに保険料を負担する方の割合で算定されていきます。

具体的に、現在の負担割合区分15段階というお話をさせていただいたんですが、その割合で行くと、その負担区分の状態、第8期も検討させていただいているところでございますので、収入の状態は基本的に保険料に大きく影響しておりません。

ただ、現在でも昨年度に比べて今年度の収入が大きく減った方に関しては、保険料の軽減なり免除なりといった制度がございます。また、給付の負担、利用の負担についても一定の基準があって、それに該当すれば給付費の負担が一定程度軽減されるという制度がございます。

どれだけの率で収納ができるかといった保険料の予定収納率について、今年度までと同様の考え方で一応算定はさせていただいているのですけれども、ただ、保険料の基準については大きく変動はないんですが、今後、保険料の予定収納率についての影響が出る可能性があるといったところで考え方の整理を

させていただきます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。それではその他の質問、ご意見がございましたらお願いします。

諸留委員：諸留ですけど、今の介護保険の金額に関して、第1号被保険者の介護保険料負担割合は23%と決まっているので、地方自治体を変えることはできないかと思いますが、病気等でお金がない中で介護保険料が上がっていくと生活が苦しくなってしまいます。

実際に経験してみないと分からないものなので、こういったことは若い人にも啓発をしていく事が重要だと思います。文京区はフレイル予防や認知症の予防に注力していますが、そういった教育も考えるといいのではないのでしょうか。

中澤介護保険課長：ご承知のとおり、介護保険制度は社会保険制度で運営しているため、どうしても被保険者の方々からの保険料が一定程度の割合で入らないと運営が成り立たなくなってしまいます。今後高齢者が増えていき、また保険料を負担する重要な役割を担う現役世代の方が減少していくと言われている中で、この制度をどう維持していくかということが、やはり国レベルでも大きな課題になっているということは申し上げておきたいと思っております。

また、今委員からもご指摘ありましたが、お金の部分も含めて、介護保険制度の内容、また今後の問題などについては、区としてもきちんとお伝えして、ご理解いただけるように整理してまいりたいと考えているところでございます。

お答えになっていないかもしれませんが、今後ともそういった学ぶ機会、お知らせの機会は確保してまいりたいというふうに考えてございます。

また、先ほど委員からのご質問であった、保険料に対する影響の部分ですが、年金受給者から頂く部分が大いなので、年金収入に物価スライドで影響が出た場合は、保険料収入にも若干の影響が出る可能性があるというところで付け加えさせていただきます。

平岡委員長：ありがとうございました。そのほか、いかがですか。

星野委員：小石川歯科医師会の星野です。介護や認定等が少しずつ増えてきているということで、サービスを利用される方が全体的に増えているということがあります。それで今回の実績についても記載がありますが、実際、希望された方が全てこのサービスを受けられているのでしょうか。それとも特養の入所を

希望して待っている方など、去年はたしか400人ぐらいとかおっしゃっていたんですけれども、その辺に関しては改善されているかなど、民間については分かりづらいとは思いますが、民間のほうも含めて文京区全体としてどのようになっているのでしょうか。

中澤介護保険課長：まず介護サービスを希望されている方が全体的に引き続きサービスを受けられているのかといったところなんですけど、先ほどもお話ししたとおり、居宅サービスと施設サービスがある中で、おおむね居宅サービスにつきましては利用されている方にケアマネジャーがつき、きちんとケアプランを作成していただいてサービスを受けられているものというふうに認識しているところでございます。

また、施設サービスにつきましては、委員ご指摘のとおり、なかなかニーズに追いついていないといったところがございますので、一定程度やはりお待ちいただくといった傾向はあるかと思えます。優先度が低い方についてはちょっとお待ちいただくか入れないという状態にあるんですが、区といたしましては、要介護度が重い方、また介護者の方の有無や認知症の度合いを含め、そういった状態を総合的に点数化して評価いたしまして、優先度、緊急度が高い方から順に特別養護老人ホームに入っていただくようなシステムを取ってございます。

また、民間の施設というのは恐らく有料老人ホームについてかと思うんですが、こちらのほうで把握している入居率については100%に近い施設もあれば、まだできて間もないような施設でいくと50%を切っているといったところもありますので、まちまちかというようなところで把握しています。

浅川高齢福祉課長：高齢福祉課長から、特別養護老人ホームの入所希望者数ということで、ご案内させていただきます。

まず31ページのほうに推移のほうが書かれております。いわゆる入所希望者ということで、この人数＝待機者というふうに言えるのかと思えます。先ほど委員がおっしゃったとおり400人前後で動いております。

ただ、最新の情報といたしましては、10月現在で359人まで減少しております。それは、新しく特別養護老人ホームが三つほどできたことで削減されたというふうには思っております。

名簿の入所者数の数ということで、こちらの課のほうで行っておりますけれ

ども、今後は福祉部全体として、こうした特養の入所の計画等に基づいて対応していきたいというふうには考えてございます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。ありがとうございました。

有料老人ホームの入所者数の推移というのは、特定施設の費用の変化等で大まかには分かりますか。どのぐらいの方が有料老人ホーム等を利用されているか等の時系列的な変化等を知っていただくといいのではないかなという程度のことですけれども、いかがでしょうか。

中澤介護保険課長：特定施設入居者生活介護（介護分のみ）の第7期計画における推移なのですが、施設における入居者率・入居者数は新しい施設の有無で大きく変わってくるところでございますけれども、平成30年度で約23億4,000万円、令和元年度で23億8,000万円、令和2年度は見込みになりますけれども、24億2,000万円程度の数字で推移しているところでございます。こちらにつきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、入居率等も大きく影響してくると、第8期においては、特定施設1箇所の立ち上げを認可する予定でございますので、また大きく伸びる可能性があるというふうに認識してございます。

平岡委員長：ありがとうございました。

それではそのほかのご質問、ご意見があればご発言ください。

進地域包括ケア推進担当課長：補足ですけれども、今回の計画の5章に計画事業の概要や3年間の事業量を記載しております。

前回の委員会でコストを相対して出すべきというご意見をいただきましたが、この委員会の所掌事務として、高齢者介護保険事業計画の策定、または改定に関する事項について検討するものというふうにかかれております。少子高齢化に伴う2025年問題とか、2040年問題に向けた大きな方向性を、こちらの委員会で議論いただきたいと考えております。

その方向性を定めた上で、今後、各課で事業構築を行っていきますが、それに基づく予算編成については予算審査特別委員会での審議がありますので、本計画での事業にひもづくコストの記載については、別途議会のほうでの審議の場があるということでご理解いただければと考えております。

以上です。

平岡委員長：計画の中に個別の事業ごとのコストを明示するかどうかというのは、

計画そのものに関する議論になります。そういうご意見も場合によるとあると思いますし、他自治体の計画の中にはそういう個別の事業ごとの予算を明示しているのもあるかと思うのですが、それは非常に大きな区政の判断ということにもなるかと思imasので、それをこの場で議論して決めるというご意見ではなかったと思うんですね。ですから、例えば今までの事業で一人当たり単価がどのくらいであるとか、予算規模がどのくらいであるとか、そういうことが分かったほうが、いろいろな計画に盛り込む事業の在り方を検討するときにはいいのではないかというようなお話だったと思います。

ですので、この計画に盛り込まれる事業の予算そのものは、予算編成に関わることでありますので、最終的に議会に示すという形で示されるというご説明だったと思います。

事業のコストをどう見るかということは、具体的に必要があれば取り上げて議論してもいいと思いますし、あるいは、計画の進行管理や評価の中で、給付費の推移を示していただいているんですけども、その内訳を違った角度から費用面で検討する機会があってもいいかと思imas。ご意見を踏まえて、今後のこの委員会の中でそういう点に関する議論をどう取り上げていくか、また考えていただければと思imas。

それでは、前回いただいたご意見について検討していただいた結果ということでご説明いただきました。そのほか、いかがでしょうか。

私のほうから一点質問があり、114ページの地域包括ケアのイメージ図はほかのところにあるものを持ってきたということではなくて、この計画の6章に取り上げられている重点項目を踏まえて、図を作っていただいて、この文京区地域包括ケアシステムの考え方を区民の方に理解していただくというか、議論の素材になるような図だと思imasので、この図のポイントを説明していただけるといいのではないかと思imasが、いかがでしょうか。

進地域包括ケア推進担当課長：ポイントとしましては、前回から大きく変わったところが、この図で言うと重点1「フレイル予防・介護予防の取組推進」と2「地域の支え合い体制づくりの推進」が分割されて大きな柱になっています。文京区としましては、地域包括ケアシステムの実現、つまり高齢者を地域で見守って、安心して暮らせる地域づくりということになるんですけども、やは

り一番はフレイル予防とか介護予防、ここを重点的にやって健康寿命を延ばし、その元気な高齢者に様々な生活支援に入っていただく、そういったところをイメージしております。

それから次に、重点3「認知症施策の推進」も重点的に取り組んでいきたい部分でして、今回の組織改正で、高齢福祉課に新しく係ができておりますけれども、これまで行ってきた普及啓発や切れ目のない支援に加えて家族支援、認知症のご本人と家族支援、ここに力を入れていきたいと考えております。

現状では、高齢者あんしん相談センターで、家族交流会や認知症カフェをやっているんですけども、そういった定期的なものではなくて、認知症のご本人が日頃から通えるような居場所づくりを考えていきたいと思います。そこを支える人としては、毎年1,200人ぐらいの認知症サポーターを養成していますので、その方々が中心となって、何か具体的な役割づくりというのをやって、そこに関わっていただくというのをイメージしています。

それから併せて重点4「在宅医療・介護連携の推進」ですけれども、ここも今回、組織改正で高齢福祉課が所管することになった部分です。ただ、やはりこの在宅医療と介護連携は非常に重要で、これから高齢者が自宅ですっと安心して暮らしていくためには欠かせない部分なんですけれども、一方でなかなかそういった状況にならないと分からないというか、実際には特養や病院等に目が行きがちなんですけれども、これからは在宅でどうやって高齢者が暮らしていけるのかというのを、今回8期計画ですけれども、次の9期計画に向けて、文京区版としての在宅医療と介護連携の在り方というのを突き詰めていきたいと考えております。

それから、先ほどご議論いただいた重点5「高齢者あんしん相談センターの機能強化」については、やはり地域の最前線で頑張る部分としての施設が重要ですので、人員体制等のハード面の整備をしっかりとしていきたいことと、相談者は様々な複合的な問題を抱えていることがあるので、うまくほかの相談機関とつなげていけるよう横連携の強化を考えております。

それから、最後に重点6「高齢者の居住安定に係る支援の推進」は高齢者が一番安心して暮らせる場所なので、そこもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

平岡委員長：今の点についてご質問、ご意見があれば。はい、どうぞ。

諸留委員：諸留です。先ほど申し上げたように、お金のことを何も書いていないんですね。何か一言うまくどこかに書けるといいと思いました。

平岡委員長：ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

では、一通りご意見をいただいたということで、この議題についてはこのぐらいということよろしいでしょうか。

それでは、次に議題2「令和2年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」に進みたいと思います。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

進地域包括ケア推進担当課長が資料第2号に基づき、議題2「令和2年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」の説明を行った。

平岡委員長：それでは、ただいまのご説明についてご質問、ご意見があればご発言いただきたいと思います。

それでは特にならぬようでございますので、承認されたということにさせていただきます。

—資料第2号「令和2年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」は、承認された—

3 その他

平岡委員長：本日の議題は以上となります。その他、何かございますでしょうか。

諸留委員：諸留です。

参考資料第1号「令和2年度上半期高齢者あんしん相談センター事業実績報告書」で、1ページの一番下に「一人当たりの相談件数」と書いてありますが、年間なのかどうか分かりません。

進地域包括ケア推進担当課長：相談者一人当たりの相談回数になります。相談者一人につき2.5回来られたということで、昨年度の年間ですと大体一人3.7回来られています。一人の方が何回も相談に来ているということになります。

平岡委員長：総相談件数を相談実人数で割って、一人当たりの件数ということなのです。4月から9月までを相談者一人当たりで割り返すと2.5回なので、年間でいくと4、5回相談に来るとのことです。

諸留委員：高齢者あんしん相談センターには社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーがいますが、全員が相談対応をするのでしょうか。やはり主任ケアマネジャーか社会福祉士がやるわけですか。

新堀センター長：高齢者あんしん相談センター駒込の新堀でございます。

包括によっても差があるかもしれませんが、文京区の包括では職種に関わらず全員が相談に応じているというふうにお伺いしております。

平岡委員長：はい、よろしいでしょうか。

進地域包括ケア推進担当課長：先ほど飯塚副委員長から本富士の人数体制についてご質問をいただきましたが、他のセンターと比べて少ないのは、現状欠員が出ておりまして、令和3年度に二人増やす予定があります。

平岡委員長：その他の点、いかがでしょうか。今ご質問が出ましたので、報告書について、その他の点でもしご質問があれば。

飯塚副委員長：4ページの困難ケースの対応のところ、認知症の対応が半年で39人、これは倍にすると78名ということで、認知症の方が年々非常に増えているんですけども、どんな対応の困難さなんでしょうか。

進地域包括ケア推進担当課長：高齢者あんしん相談センターに認知症コーディネーターを配置しておりまして、認知症に関する専門的な対応をしております。その中で、もの忘れ医療相談といいまして、月に1回予約制で実施しております。基本的には認知症の相談があれば、できる限り医療機関や必要な介護保険サービスにつなげる取組をしております。

その中でも困難なケースがあれば、認知症初期集中支援事業というのがあります。チームを組んで、相談にあった方のご本人宅に訪問をして、大体約6か月間ぐらい伴走型の支援というのを行い、そこでご本人との信頼関係構築をしながら、医療機関につなげていきます。また、医療機関につなぐだけでなく、

高齢者あんしん相談センターや社会福祉協議会で集いの場や認知症カフェ、若年性認知症の会であるシェル・ブルー等を行っていますので、そういったところにもつなげていくという取組をしているところです。

平岡委員長：ありがとうございました。

新堀センター長：認知症に関するの困難ケース対応回数が増えていることについてのご質問かと思いますが、認知症の方は1回対応して終わるということがほとんどございません。お一人で、年間10回とか20回とか対応ということもあります。一度お伺いしてお話をしても対応ができずに二日、三日と通うとかということになりますと、その方一人で3回というカウントになりますので、回数としては非常に増えるというふうに把握しております。

平岡委員長：はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

一人半年で何件来ているというデータですが、個人差も大きいということでしょうね。1回の場合もあるし、10回を超えるような場合もあるとか、そういうことだと思います。

それでは、その他、ご意見、特に何かございましたらご発言いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、予定していた議題が終わりましたので、事務局のほうにお戻りたいと思います。次回の開催日程等についてご説明いただければと思います。

進地域包括ケア推進担当課長：次回の第5回地域包括ケア推進委員会のほうですけれども、来年の1月を予定しております。こちらの開催日程が決まりましたら、また詳細のほうをご連絡させていただきたいと思います。

中澤介護保険課長：介護保険課長でございます。高齢者・介護保険事業計画の今後の予定なんですけれども、今回、ほとんどの部分をお示しさせていただいていますが、残りの部分も含めてまとめたものを、12月4日に区報特集号として区民の方にお知らせする予定でございます。12月中に区民説明会を行いまして、その後、現時点では7日を予定していますが、1月の月上旬までパブリックコメントを実施させていただきます。

今、担当課長からもお話しさせていただいたとおり、次回の地域包括ケア推進委員会が1月の開催予定ですので、中間のまとめにつきましては、12月4日の区報特集号が出る前に、委員の皆様には今回の意見を踏まえて修正したもの

をお送りさせていただきますので、ご了承いただけますようよろしくお願いいたします。

平岡委員長：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして閉会いたします。